

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成１３年政令第８４号）の一部を改正する政令案に関するパブリックコメントの募集の結果について

平成２３年１月２８日

< 問 い 合 わ せ 先 >

国土交通省河川局水政課

内線（３５２２７）

TEL：03-5253-8111（代表）

国土交通省では、平成２２年１２月１７日から平成２３年１月１５日の期間において、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成１３年政令第８４号）の一部を改正する政令案に関するパブリックコメントを実施し、広く国民の皆様からのご意見を募集しました。

お寄せ頂いたご意見の概要及び国土交通省の考え方は、別紙のとおりです。

今回の意見募集にあたり、ご協力いただきました方々へ厚く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(別紙)

御意見の概要及び国土交通省の考え方

御意見の概要	国土交通省の考え方
現在、出先の事務所の閉鎖計画があるようだが、これでは一刻を争う事態に対処することはできないのではないか。 現在の事務所の削減計画の見直しが是非とも必要だと考える。	引き続き十分な体制の整備に努めて参りたいと考えております。
地すべりは、規模を問わず都道府県が緊急調査の実施主体とされているが、必要な場合には、国の技術的支援が可能となるよう配慮してほしい。	国として、必要な技術的支援を行って参りたいと考えております。
雲仙普賢岳の溶岩ドームの監視と観測結果の評価は、高度な専門的技術力と専門的能力を伴うために国土交通省による監視と避難指示等の判断に資する情報提供が必要不可欠である。	現在、崩壊による影響範囲の設定等の技術的課題について検討を行っているところであり、砂防工事の着実な推進とともに、今後検討を進めて参りたいと考えています。
有珠や三宅と異なり噴火周期が非常に長い雲仙岳のふもとの地域で、何世代もの平穏期にどう防災意識を継承していくか？という点にも積極的に国に関わって頂きたい。	現場の機関を通じて、国として地域住民の防災知識の普及等の活動を行って参りたいと考えております。